

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和元年 12月24日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

### 伊勢崎市条例第32号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(伊勢崎市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 伊勢崎市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成17年伊勢崎市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項前段中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と、同項後段中「3年に満たない」とあるのは「当該任期に満たない」と、「3年を超えない範囲内」とあるのは「当該任期の範囲内」とする。

(伊勢崎市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 伊勢崎市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(平成17年伊勢崎市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第3条中「月額」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、伊勢崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年伊勢崎市条例第33号)第12条に規定する報酬の額)」を加える。

(伊勢崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 伊勢崎市職員の育児休業等に関する条例(平成17年伊勢崎市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第22条第1項」の次に「及び伊勢崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年伊勢崎市条例第33号）第11条第1項（同条例第18条において準用する場合を含む。）」を加え、「（非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）を除く。以下この条において同じ。）」を削り、同条第2項中「いる職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を加える。

第8条中「した職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第10条中「再任用短時間勤務職員等」を「地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）」に改める。

（伊勢崎市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第4条 伊勢崎市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

（伊勢崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第5条 伊勢崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

（伊勢崎市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第6条 伊勢崎市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第41号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊勢崎市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に、「非常勤の職員（別に定めるものを除く。）」を「特別職の職員で非常勤のもの（別に定める者を除く。以下「非常勤特別職」という。）」に改める。

第2条第1項中「非常勤の特別職の職員（以下「非常勤特別職」という。）」を「非常勤特別職」に改め、同条中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とし、第5項を第3項とし、第6項を第4項とする。

第3条第5項を削る。

第5条第1項中「非常勤の職員」を「非常勤特別職」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により支給する旅費の額は別表第2のとおりとし、支給方法については常勤の一般職の職員の例による。

第5条第3項及び第4項を削る。

別表第1 青少年指導員の項、隣保館館長の項、交通指導員（隊長）の項、同（隊員）の項、家庭相談員の項、母子・父子自立支援員の項、教育研究所所長の項及び社会教育指導員の項を削る。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とする。

（伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第7条 伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「労務職員」という。）の次に「、伊勢崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年伊勢崎市条例第33号）の適用を受ける職員」を加える。

第3条第2項を削る。

第3条の2中「給料表」を「前条の給料表（以下「給料表」という。）」に改める。

第24条を削る。

第24条の2第1項中「技能労務職員」の次に「（伊勢崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の適用を受ける技能労務職員を除く。）」を加え、同条を第24条とする。

第26条の見出し中「口座振込」を「口座振込み」に改める。

(伊勢崎市職員退職手当支給条例の一部改正)

第8条 伊勢崎市職員退職手当支給条例(平成17年伊勢崎市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

附則第14項中「平成34年」を「令和4年」に改める。

(伊勢崎市文化財保護条例の一部改正)

第9条 伊勢崎市文化財保護条例(平成17年伊勢崎市条例第105号)の一部を次のように改正する。

第15条中「伊勢崎市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」を「伊勢崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例」に改める。

(伊勢崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第10条 伊勢崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年伊勢崎市条例第214号)の一部を次のように改正する。

第3条中「非常勤職員(」の次に「法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

---

伊勢崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例をここに公布する。

令和元年12月24日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第33号

伊勢崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（法第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員（以下「技能労務職員」という。）及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員を除く。以下「一般の会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償並びに地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項において準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、技能労務職員の給与の種類及び基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第2条 給与とは、一般の会計年度任用職員であって、法第22条の2第1項第2号に規定するもの（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末手当をいい、一般の会計年度任用職員であって、同項第1号に規定するもの（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては報酬及び期末手当をいう。

(給与の支払)

第3条 給与は、現金で支払わなければならない。ただし、一般の会計年度任用職員の申出により口座振込みの方法によって支払うことができる。

2 公務について生じた費用の実費は、給与には含まれない。

(フルタイム会計年度任用職員の給料表等)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料表の種類はフルタイム会計年度任用職員として採用された日の属する会計年度の4月1日において現に施行されている伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第45号。以下「給与条例」という。）第3条第1項第1号に掲げる行政職給料表とし、職務の級は1級とする。

(フルタイム会計年度任用職員となった者の号給)

第5条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、任命権者が別に定める。

(給料の支給)

第6条 給与条例第6条及び第7条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について規則で定める週休日」と読み替えるものとする。

(給与の減額)

第7条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日（以下「祝日法による休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した一般の会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した一般の会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の地域手当等)

第8条 フルタイム会計年度任用職員の地域手当、通勤手当、時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給については、常時勤務を要する職を占める職員（以下「常勤職員」という。）の例による。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第9条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1日当たりの勤務時間に17を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の端数計算)

第10条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第11条 期末手当は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員(これに準ずる者として規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を含む。)であって、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するもの(規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員(規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 1箇月以上3箇月未満 100分の30
- (5) 1箇月未満 零

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 期末手当の不支給及び一時差止めについては、常勤職員の例による。

5 前各項に規定するもののほか、期末手当の支給等に関し必要な事項は、規則で定める。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第12条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、月額又は時間額で定めるものとする。

- 2 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の月額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を伊勢崎市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第32号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の時間額は、基準月額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じて得た数で除して得た額とする。
- 4 前2項の「基準月額」とは、これらの規定に定めるパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、第4条及び第5条の規定を適用して得た額に、給与条例第11条の2第2項の規定に定める割合を乗じて得た額を加えた額とする。

（報酬の支給）

第13条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、翌月21日までに支給する。

（報酬の減額）

第14条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員が当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第16条第1号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給する。

- 2 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員が当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第16条第2号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務等に係る報酬）



第15条 パートタイム会計年度任用職員に対しては、常勤職員に支給される時間外勤務手当及び休日勤務手当の例により時間外勤務手当に相当する報酬及び休日勤務手当に相当する報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第16条 前条に規定する報酬を支給する場合における勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 第12条第2項に規定する報酬の額に12を乗じ、その額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間に17を乗じたものを減じたもので除して得た額

(2) 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 第12条第3項の規定により計算して得た額

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数計算)

第17条 第12条第2項の規定により報酬の月額を算定する場合において、当該額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げるものとする。

2 第12条第3項の規定により報酬の時間額を算定する場合において、当該額に10円未満の端数がある場合には、当該端数が、8円以上であるときはこれを10円に切り上げ、3円以上8円未満であるときはこれを5円とし、3円未満であるときはこれを切り捨てるものとする。

3 第15条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当に相当する報酬及び休日勤務手当に相当する報酬並びに前条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を算定する場合又は次条の規定により期末手当を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第18条 第11条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員であつて、月額で報酬を定めるものについて準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したフル

タイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（第15条に規定する報酬の額の合計額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償）

第19条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第12条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額、支給日、返納その他の通勤に係る費用弁償については、給与条例第12条第2項から第8項までの規定を準用する。

（パートタイム会計年度任用職員に対する公務のための旅行に係る費用弁償）

第20条 パートタイム会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、その費用を弁償する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、常勤職員に支給する旅費の例による。

（休職者の給与）

第21条 一般の会計年度任用職員が休職にされたときは、その休職の期間中、これにいかなる給与も支給しない。

（市長が特に必要と認める一般の会計年度任用職員の給与及び費用弁償）

第22条 第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性その他特別の事情を考慮し市長が特に必要と認める一般の会計年度任用職員の給与及び費用弁償については、常勤職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める。

（技能労務職員の給与の種類及び基準）

第23条 技能労務職員であって、法第22条の2第1項第2号に規定するもの（以下「技能労務職員であるフルタイム会計年度任用職員」という。）に支給する給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び退職手当とする。

- 2 技能労務職員であって、法第22条の2第1項第1号に規定するもの（以下「技能労務職員であるパートタイム会計年度任用職員」という。）に支給する給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末手当とする。
- 3 前2項の給与のうち退職手当の基準は伊勢崎市職員退職手当支給条例（平成17年伊勢崎市条例第49号）の規定により、その他の給与の基準はその職務と責任の特殊性及び一般の会計年度任用職員の給与との均衡を考慮し、規則で定める。

（委任）

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
（令和2年6月に支給する期末手当に係る在職期間の特例）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による改正前の法第3条第3項第3号の規定に基づく職員として任用されていた者又は法第17条第1項の規定に基づき任用されていた者であって、引き続き一般の会計年度任用職員又は技能労務職員であるフルタイム会計年度任用職員若しくは技能労務職員であるパートタイム会計年度任用職員となったものの令和2年6月に支給する期末手当に係る第11条第2項（第18条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項に規定する在職期間には、施行日の前日における任用に係る在職期間を含むものとする。

---

伊勢崎市奨学資金基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月24日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

## 伊勢崎市条例第 3 4 号

### 伊勢崎市奨学資金基金条例の一部を改正する条例

伊勢崎市奨学資金基金条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 6 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「毎年度」を削り、「3 0 万円以上」を「予算で定める額」に改める。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（処分）

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する事業の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

伊勢崎市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 1 2 月 2 4 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

## 伊勢崎市条例第 3 5 号

### 伊勢崎市手数料条例の一部を改正する条例

伊勢崎市手数料条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 8 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 8 の 3 の項中「認定」を「消費性能向上計画の認定」に、「認定の申請」を「消費性能向上計画の認定の申請」に改め、同表 7 の項中「4 の項」を「5 の項」に改め、同項を同表 8 の項とし、同表 6 の項を同表 7 の項とし、同表 5 の項中「適用する場合を含む。）」の次に「及び 4 の項」を加え、同項を同表 6 の項とし、同表 4 の項中「前項」を「3 の項」に改め、同項を同表 5 の項とし、同表 3 の項の次に次の 1 項を加える。

4 前項の場合において、消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されているときは、同条第1項の規定による認定の申請に係る手数料の額は当該申請に係る同条第3項に規定する申請建築物及び他の建築物についてそれぞれ前項の規定により算出した額を合算した額とし、同法第31条第1項の規定による変更の認定の申請に係る手数料の額は当該申請により変更する同法第29条第3項に規定する申請建築物及び他の建築物又は追加する同項に規定する他の建築物についてそれぞれ前項の規定により算出した額を合算した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

伊勢崎市交通指導員条例を廃止する条例をここに公布する。

令和元年12月24日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第36号

伊勢崎市交通指導員条例を廃止する条例

伊勢崎市交通指導員条例（平成17年伊勢崎市条例第124号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（伊勢崎市交通安全条例の一部改正）

2 伊勢崎市交通安全条例（平成17年伊勢崎市条例第123号）の一部を次のように改正する。

第6条中「伊勢崎市交通指導員条例（平成17年伊勢崎市条例第124号）第1条に規定する伊勢崎市交通指導員」を「市から委託を受けて交通の安全の保持のために必要な指導等を行う者」に改める。

伊勢崎市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月24日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第37号

伊勢崎市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

伊勢崎市ふれあいセンター条例（平成17年伊勢崎市条例第147号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

第1和室	540円	利用時間は、2時間を単位とし、2時間を超える場合は、1時間につき（1時間以内のときは1時間とみなす。）270円を加算する。
第2和室	540円	
第3和室	540円	
第4和室	540円	
第1会議室	540円	
第2会議室	540円	

を

「

和室	540円	利用時間は、2時間を単位とし、2時間を超える場合は、1
----	------	-----------------------------

に

会議室	540円	時間につき（1時間以内のときは1時間とみなす。）270円を加算する。
-----	------	------------------------------------

」

改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

---

伊勢崎市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月24日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第38号

伊勢崎市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第192号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「（臨時の職員を除く。）」を削る。

第22条の見出し中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「上下水道事業職員で職員以外のもの」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

伊勢崎市給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月24日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第39号

伊勢崎市給水条例の一部を改正する条例

伊勢崎市給水条例（平成17年伊勢崎市条例第194号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項の表を次のように改める。

料率	基本料金		水量料金（1立方メートルにつき）				
	メーターの口径	料金	1立方メートルから10立方メートルまで	10立方メートルを超え20立方メートルまで	20立方メートルを超え50立方メートルまで	50立方メートルを超え200立方メートルまで	200立方メートルを超えるもの
用途	一般用	13ミリメートル	690円	65円	110円	125円	145円
		20ミリメートル	900円				
		25ミリメートル	1,800円				
		30ミリメートル	4,100円				
		40ミリメートル	9,500円				



	メートル	0円			
	50ミリメートル	18,500円			
	75ミリメートル	33,500円			
	100ミリメートル	45,000円			
	150ミリメートル	90,000円			
臨時用	一般用に準ずる		385円		
公衆浴場用	1,000円		30円	60円	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前から同日以後に引き続く水道使用者の令和2年4月及び5月検針分の使用水量に係る水道料金の額については、なお従前の例による。

---

伊勢崎市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月24日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第40号

伊勢崎市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（令和元年伊勢崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第26条の見出し中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「病院事業職員で職員以外のもの」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

第27条中「労務職員」の次に「(前条の会計年度任用職員を除く。)」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。